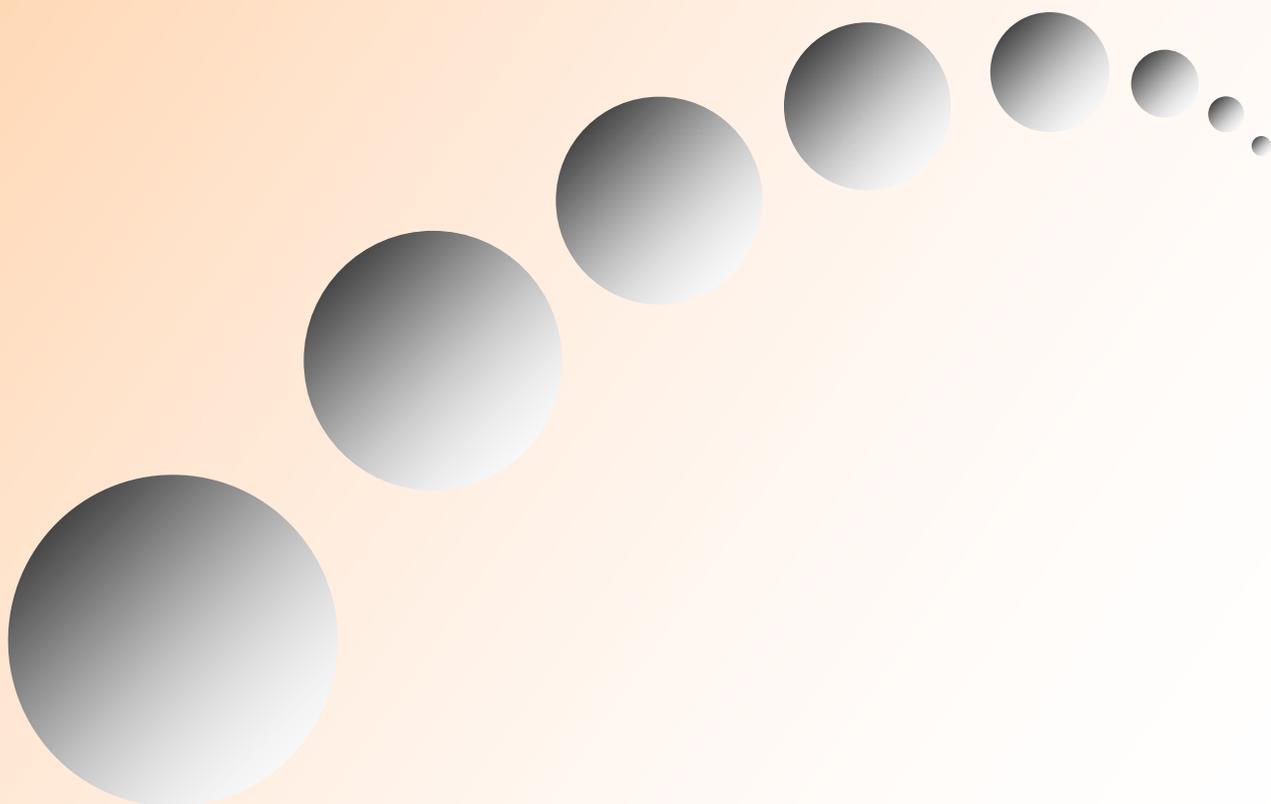


第1章

計画の

基本的な考え方



！ 男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

- 男性も家事・育児などに参加し、家族全員が協力し助け合ってください。
 - 男性が高齢化社会に対応して、終生をいきいきと生活するためには、自分自身の身の回りのことを自分でできることと、それを基本として周囲の人を手助けできることが大切です。
 - 男女がお互いの人格を尊重し、お互いの立場を理解して助け合うことが大切です。女性の社会での活躍の機会が増える中、今までのように、家事・育児・介護を女性に任せるのではなく、家族ぐるみでの協力がが必要です。

もちろん、ドメスティック・バイオレンスといわれる配偶者などからの暴力を始め、子どもや高齢者に対する虐待などがあってはなりません。

地域では

- 女性も男性も高齢者も若者も、みんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動に参画し、暮らしやすい地域を作ります。
 - 今後、地方分権が進むに伴って、住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）の充実が求められていきます。高齢者のこと、福祉のこと、子どもたちのことなどその地域の課題を考えるときには、常に男女共同参画の視点が大切です。

→ 地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「ゴミ・リサイクルなどの環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民は「老若男女」で構成されているので、代表者が話し合いをするときに同じような構成であれば、住民の意見がうまく反映されるでしょう。

子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うことで、暮らしやすい地域が実現します。

学校では

- あらゆる場面で、「男女共同参画」の視点に立った教育が行われます。
- 性別にとらわれなくて、一人一人の個性を伸ばす教育が行われます。
 - 教育は、社会で生きる力を養うことが大切であり、単なる知識の暗記や正解探しではなく、多様性を認め合うことや、人権を認め合うことが身近な実践に結びついていく重要なことです。
 - このため、学校、家庭、地域がより一層連携して、未来の地域社会を担う子どもたちの教育を充実する必要があります。
 - 小・中学校での教育は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えることから、小・中学校での「男女共同参画」の視点に立った教育は、重要です。

また、子どもたちが、普段、身近に接している学校や地域、家族の男女共同参画についての考え方は、子どもたちが大人になってからの考え方に大きな影響を与えます。したがって、その大きな柱である学校において、「男女共同参画」の視点に立った教育をきちんと行うことが重要です。

参 考

本県では、人権尊重の視点に立って男女平等意識の確立を図るため、あらゆる場面で男女の人権が尊重される教育を「男女共生教育」として推進しています。

男女共生教育の推進【鳥取県人権教育基本方針（平成16年11月）より抜粋】

すべての子どもが、性別にとらわれることなく、一人一人の違いやよさを認め、あるがままの自分を大切に自立者として生きていくことは重要なことです。そのためには、自分の役割を認識し、自分の周りにいる男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進が必要です。

職場では

○ 自分の意思によって、男女かわりなく「人」として能力を発揮できる職場環境となっています。

→ 例えば、女性だからという理由だけで営業職は無理と決めつけてその人がもっている能力を活用しないことは、有能な人材がいるのに、ふさわしい仕事をさせないということになり、企業にとって大きな損失です。

また、企業の顧客の半分は、女性です。営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができます。逆にもし、女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。

○ 男性も働き方に対する考え方を換え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をします。

→ 近年では、核家族化が進み、地域社会の結びつきも以前より弱くなるなどの傾向が見られますが、子どもたちや高齢者を取り巻く様々な課題を考えていく上で、家庭や地域の役割は重要であり、女性も男性も積極的に家庭や地域での役割を果たすことが求められます。

また、女性の社会での活躍の機会が増える中、男性も家庭や地域社会に積極的にかかわることが必要です。そのためには、男女がともに職場における働き方を見直すことが必要で、企業も、従業員が時間や場所にとらわれない様々な働き方が選べるよう勤務形態を考えることが必要です。男性にとっても、育児参加をすることにより仕事にも意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント力やリスク管理能力が身につくなど視野が広がり、新しい社会へ対応能力を取得できることとなります。

企業のメリット

① 優秀な人材が確保でき、定着します。

子育て世代の男性の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。仕事と家庭のバランスがとれるようなライフスタイルが実現できる職場環境にすることは優秀な人材の確保・定着につながります。

② 労働意欲や生産性の向上につながります。

育児時間を確保するためにメリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児休業など育児参加で仕事から離れる時間を持つことにより、新たな視点（発想）を商品開発に活かすなど、従業員が意欲と能力を発揮することができます。

③ 効率化のきっかけになります。

育児時間の確保や短時間勤務など働き方が選べることにより、限られた時間で効率的に働くよう仕事の進め方などを見直すきっかけとなります。

参 考

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

男女共同参画社会の形成（第2条第1号）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）

男女共同参画（第2条第1号）

女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

2 計画策定の趣旨

(1) 考え方

現状では、家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べかなり弱くなっていることを踏まえ、家庭や地域の力を回復させるため、女性はもちろん、男性の働き方を見直すことが重要です。また、住民自治の現場で、家庭や地域社会の役割が大切にされ、地域社会や家庭での「男女共同参画」の取組がより一層深まるよう重点をおいて記述しました。

(2) 留意したこと

この計画は主人公たる県民に理解・納得され、具体的な行動指針として、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあるべきものです。そのため、分かりやすい言葉を使うよう心がけ、「啓発」「推進」などの言葉は、本文中ではなるべく使わないように配慮しました。

(3) 現状と課題

→ 国

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- 男女共同参画基本計画【第1次】（平成12年12月 閣議決定）
- 男女共同参画基本計画【第2次】（平成17年12月 閣議決定）

→ 鳥取県

- 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号 議員提案）
- 鳥取県男女共同参画計画
【第1次（平成13年度～18年度）】（平成13年7月策定）

<3つの基本テーマ、12の重点目標、46の具体的取組>



基本テーマ1

女性の権利が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保



基本テーマ2

男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正及び整備



基本テーマ3

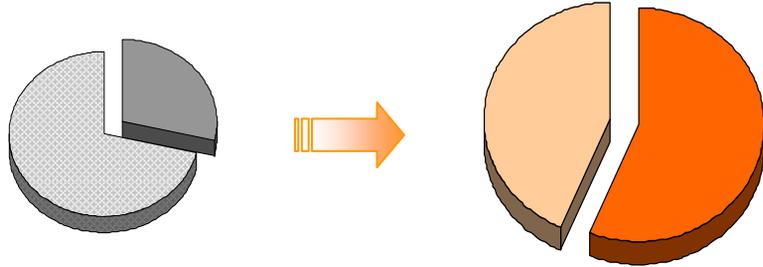
職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

! 過去5年間の結果

→ 《進展が見られた事例》

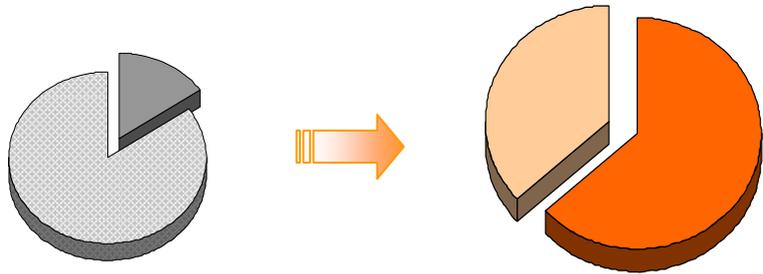
○「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合(平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査)

平成11年 28.5% → 平成16年 56.5%



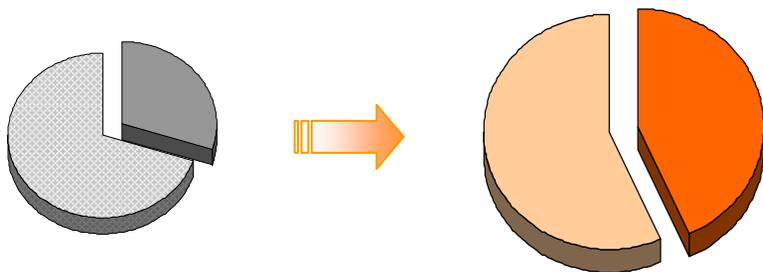
○男女共同参画計画を策定した市町村

平成12年 6市町村 (39市町村中) → 平成18年 12市町村 (19市町村中)



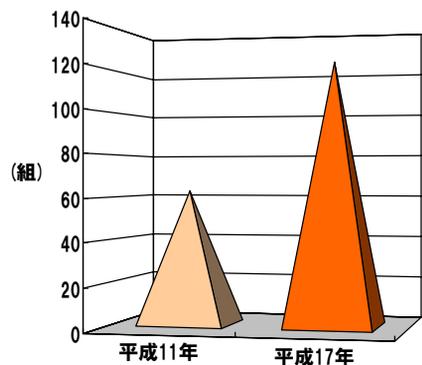
○県審議会等における女性の委員割合

平成13年 30.0% → 平成18年 43.3% (全国1位)



○家族経営協定を締結した農家数

平成11年 63組
↓
平成17年 123組



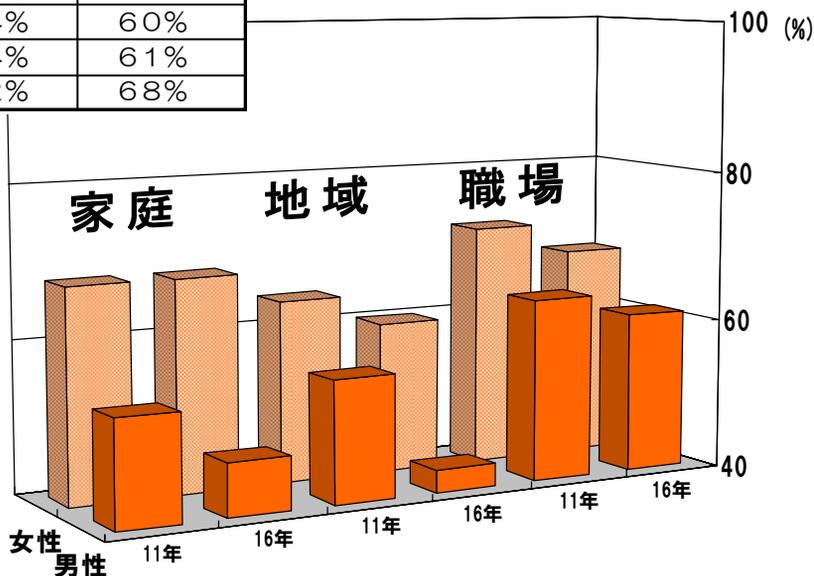
家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある農業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。「家族経営協定」はこれを実現するために、農業経営を担っている世帯員間相互のルールを文書で取り決めたもの。

➔ 《いまだ不十分な事例》

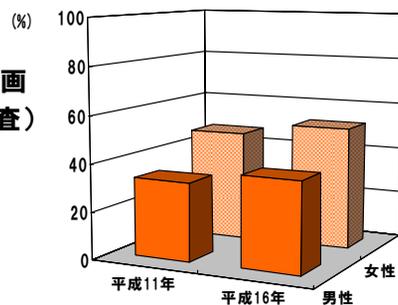
[表1] 「男性の方が優遇されている」と思う人の割合(平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査)

項目		平成11年	平成16年
家庭	男性	54%	47%
	女性	68%	68%
地域	男性	56%	43%
	女性	64%	60%
職場	男性	64%	61%
	女性	72%	68%



[表2] 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考えに反対する人の割合(平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査)

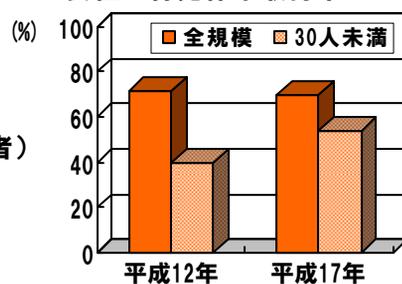
性別	平成11年	平成16年
男性	33%	38%
女性	47%	52%



[表3] 女性の育児休業取得率(実際の取得者/取得可能者)

項目	平成12年	平成17年
従業員30人未満	40.0%	53.8%
全規模	71.4%	70.2%

女性の育児休業取得率



[表4] 男性の育児休業取得率(実際の取得者/取得可能者)

項目	平成12年	平成17年
全規模	0.1%	0%

(平成17年度鳥取県労働条件等実態調査)

「男女共同参画」という「言葉」は県民の皆さんに徐々に知られてきており、市町村の行政でもかなり取り上げられているものの、県民の皆さんにその内容やイメージは、十分伝わっていないと思われます。また、家庭、地域、職場において「男性優遇とを感じる人が多い」ことから、男女共同参画が十分進んでいないと思われます。

第2次計画では、こうした課題があることを考えて男女共同参画社会がなるべく早く実現するよう施策を進めていきます。

3 重点的に取り組む点

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数/年齢別女性人口) 15歳～49歳までの合計

数字からみた本県の特徴は、「一人の女性が一生に何人子どもを産むか（合計特殊出生率）」「一世帯に何人で暮らしているか」「女性が職に就いている割合はどのくらいか（女性就業率）」は、全国平均より高く（多く）、鳥取の女性は仕事に、子育てに頑張っている姿が見えてきます。

しかし「一人がどれくらいの時間働いているか（総労働時間）」という数字は、全国平均を上回る長さで、しかも「一世帯で一月にどれくらい収入があるか（世帯所得）」という数字は、全国平均を下回っているという厳しい現実があります（表5参照）。

今後は、こうした本県の特徴を考えて、家庭、地域、教育現場、職場のそれぞれで、男女共同参画ということをみんなで一緒に考えて勉強していけるような雰囲気づくりが必要です。

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査の結果、「家庭」「地域（自治会）」「職場」では、女性の多くが「男性の方が優遇されている」と考えています（前のページの「いまだ不十分な事例」表1～4参照）。また、同じく、この調査では「今後、鳥取県で男女共同参画を進めていくためには行政は特にどのようなことに力を入れてくべきか」という問いには、「子育て、介護にいろいろな支援をしてほしい」「男女平等というものの見方をする教育や学習」「（理由もなく女性や男性の役割を決めつけたような）慣習の見直し」という回答が多く見られました。

子育てや介護については、「男だから...女だから...」とか「子どもをとるか、職業をとるか」ではなく、いろいろな方法が選べるようにしていくことが必要です。

〔表5〕

項目	鳥取県（全国順位）	全国平均	調査時点
1 合計特殊出生率	1.47（第8位）	1.26	H17
2 1世帯当たり人員	2.90人（第9位）	2.58人	H17
3 世帯所得（月平均）	266,433円（第34位）	299,380円	H16
4 総実労働時間（1人平均月間）	160.7時間（第9位）	153.3時間	H16
5 女性就業率	49.9%（第6位）	45.5%	H17

このようなことから、第2次計画では大きなテーマとして次の3つを掲げました。

A 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。

(女性も男性も一緒に仲良く助け合って暮らしていけるように、世の中の仕組みや教育を考えていきましょう。)

B 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。

(様々な選択肢が用意され、その中から、能力を発揮できる自分にあった一番良い方法が選べるようにしましょう。)

C 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。

(女性を始めとする、一人一人の人権が大切にされ、心豊かに伸び伸びと暮らせる社会にしましょう。)



4 役割分担の方向

また、計画を作り実行するに当たっては「誰が（どこが）」「どういうことを」するのが、一番ふさわしいかを考えました。まず、この計画が、主人公たる県民に十分に理解・納得されて具体的な行動の指針になることが必要であり、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあることが必要です。また、「県」と「市町村」と「民間団体」がそれぞれの役割を分担し、連携しながら着実に進めていくことが重要です。したがって、次のとおり今後の役割分担の方向を整理しました。

→ 県

第2次鳥取県男女共同参画計画を定めその進み具合を管理するとともに、鳥取県男女共同参画審議会の議論などによる施策の総合的な体系付けを行います。また、市町村へは、条例制定や計画づくりを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただくよう強く働きかけます。

- (1) 「社会教育」「学校教育」「企業」の場で、男女共同参画の考え方を取り入れた研修を効果的に行っていただくよう働きかけをします。また、県としては、企業向けの研修や地域（自治会）及び企業で中心となって活動していただくリーダーの養成のための研修を行うとともに、市町村、地域（自治会）、民間団体などが自ら進んで行う活動に積極的に協力します。
- (2) 県は、相談業務に携わる方（特に、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、医療機関の方などは行政の中で担当している省庁・部局が違うため「男女共同参画」に関する研修が受けにくい）を対象とした指導・研修などを行います。
- (3) 県は、市町村や民間団体の主体的な取組みを支援します。また、意見交換をするなど意思の疎通を図り、情報を共有します。
- (4) 「鳥取県男女共同参画推進員（県民からの苦情を受けて行政や制度に関する苦情を調査し処理する）制度」を市町村、企業、民間団体などにもっと知っていただき利用していただくよう働きかけ、県民にとって身近な存在となるよう努めます。
- (5) 男女共同参画についてみんなで一緒に考え勉強する活動や、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応などについて、民間団体の活動を応援し協力していきます。

→ 市町村

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、地域の実情に応じて、県や民間団体と連携をとりながら、男女共同参画の取組を進め、住民や自治会が男女共同参画について勉強し考える機会を増やし、働きかけていくことが必要です。また、市町村は、男女共同参画について住民からの様々な相談が集まるところでもあり、男女共同参画の視点は、市町村行政に欠かせません。

しかし、現状は、首長や担当者の熱意により取組姿勢に大きな差が見られ、それが結果的に市町村の行政に反映される傾向があります。市町村は、条例制定や計画づくりなどを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただけるよう強く働きかけていくことが求められます。

(1) 住民に対する問題提起や研修については、いわゆる「老若男女」、会社員、自営業、学生、主婦など立場や職業によって、それぞれ課題や考え方に大きな違いがあります。このことから年代別、職業別など対象となる方々へのきめ細かい対応が求められ、特に、自治会への働きかけや民間団体と一緒にした取組が必要です。

(2) 男女共同参画の浸透を図る上で、住民からの相談窓口は必要ですが、現状では多くの市町村で「男女共同参画」として専門の相談窓口はありません。

民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、市町村の窓口などが「男女共同参画」を含む様々な相談にのる体制になっていますが、相談窓口が分散していること、研修機会がなく相談を受ける側に「男女共同参画」の視点が欠けていることなどから二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）や相談機関の間で連絡が不十分で対応がちぐはぐになるなどの問題が起きやすくなっています。

市町村では、「男女共同参画」の相談窓口の整備が必要です。一方、住民に最も近いところに相談窓口があることが適当ですが、相談者にとっては逆に近すぎてプライバシーが守られるかという不安があり、行政側は十分な配慮が必要です。そのほか、近隣の市町村で合意ができれば、複数市町村がまとまって「男女共同参画相談窓口」を整備することも考えられます。

→ 自治会

住民が、自らの取組として主体的に住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）を行うためには、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

現状では、公民館活動は、本来の役割である「社会教育」面で十分機能しているところが多くあります。しかし、自治会では、地域社会に無関心な傾向（自分さえよければ）や住んでいる方たちの多くが高齢化していることにより、集落の機能自体がかなり弱くなっているところもあります。また、自治会活動や地域行事には、ともすれば会長や役員は、必ず男性など社会的慣習に基づく固定的な性別役割分担意識に基づいた運営が行われているところも見受けられます。

今後は、自治会の意思決定や役割分担を、性別、年齢の偏らない「老若男女」が参画する方法で進めることによって、住民の積極的な参画や地域の活性化につながると考えられます。

→ 民間団体

県民の意見や地域の実情に密着した活動が期待できるので、幅広く多くの団体での取組が求められます。現状は、市町村との連携が十分でなく活動が地域の中で十分に活かされていない場合も見受けられます。今後は、県や市町村と連携をとりながら各種の民間団体が、まちづくり、観光、環境分野など様々な分野で、男女共同参画の視点に立って多彩な活動を展開することが望まれます。

5 計画の性格

- (1) 第2次鳥取県男女共同参画計画（以下「本計画」という。）は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）に基づいて策定するものです。
- (2) 本県では、平成13年7月に（第1次）鳥取県男女共同参画計画（平成13年度～18年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。本計画は第1次計画の後を受け、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて次の5年間の計画を策定するものです。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための県民の指針となる行動計画です。

6 計画の期間

平成19年度～23年度（5年間）